

東浦町空家等の適切な管理に関する条例(案)

1 概要

空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫している場合であって、その危険を回避するため、必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じます。また、当該措置に要した費用を所有者等から徴収します。

2 背景

昨年の夏に空き家の庇が道路部分に落下する事故が発生しました。幸い深夜だったこともあり、通行人や車両等に被害はありませんでした。このような物件の対策が無い状況です。一方で、所有者等が対処することが前提ですが、急な対応が困難な場合は、代わりに本町が対処するものです。また、緊急安全措置の実施や空き家の所有者等への費用回収をするため条例を制定し、適切に講じます。

3 緊急安全措置の判断

緊急安全措置を実施するにいたる判断基準として、空家等が現にもたらしている又は、そのまま放置した場合に予想される影響の範囲内に、地域住民、通行人及び車両等が存在し、生命や財産に被害が及ぶ可能性があるか、また、切迫性・緊急性があるか等を総合的に判断し、実施するか否かを決定します。

緊急安全措置の実施方法は、必要な最小限度とし業者等が行います。

4 条例（案）の構成

第1条 目的（空き家の適切管理、生活環境の保全、安心安全な暮らし）

第2条 定義（用語の定義）

第3条 情報提供（町民等から空家等情報の提供のお願い）

第4条 緊急安全措置（措置、費用回収）

第5条 関係機関との連携（協力要請）

第6条 委任